

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

報告書別添1

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>負担額の規模や範囲がある程度想定できないと方針を定めるのが難しいと考えております。また、発生する災害の規模等により負担額が大きく変動しうる、という事であれば、これも判断を難しくすると考えております。</p> <p>その意味で、平常時も含めた期間で平準化された額が負担されるという形の方が対応しやすいと考えます。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>特にございません。</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	EA
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>設置を希望する機関等が費用負担を行う事が原則と考えますが、接続事業者での負担を考える場合には、NTT東西殿のご提案にある接続料による費用負担の他、利用者（ユニバーサルサービス）による負担や特設公衆電話の設置主体であるNTT東西殿での負担があるものと考えます。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>災害時に無償で提供する弊社携帯電話に関する費用等</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

別添1

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話は災害時の通信手段確保として有効であり、また街頭公衆電話と比べ低廉な費用で設置・運用が可能なこと等からその設置の促進を第一に考えた場合、まずは今年度公衆電話ACの原価に含める形で整理されたことについて理解いたします。</p> <p>ただし、本来特設公衆電話は、公衆電話利用者のみに提供するものではなく、国民誰もが被災する可能性があり、その意味では国民全般の為に提供するものであると考えられることや、公衆電話ACは年々上昇している中、さらに本費用が公衆電話ACの原価に加算された場合、公衆電話サービス提供事業者の企業努力で吸収することが困難となり、結果的に公衆電話料金値上げ等で公衆電話利用者が負担する形となる可能性が高まることなどを考慮すると、例えば、国による費用補填や、全ての通信事業者による按分負担などの公平な費用負担ルールを早急に検討することが望ましいと考えます。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>特になし</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

別添1

特設公衆電話に係る費用の負担方法について 1/2

NTT DOCOMO Highly Confidential
 開示先:東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社
 開示日:2013年5月16日
 Copyright© 2013 NTT DOCOMO Inc. All rights reserved

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特設公衆電話の事前設置については、2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」(以下、「在り方(答申)」と言う。)において、「自治体等と連携しつつ、NTT東西により避難所において生ずるニーズや帰宅困難者のニーズを充足させるために効果的な場所への設置を進めるための取り組みが進められることが期待される」と考え方が示されており、2013年3月29日総務省公表の貴社認可料金に係る答申(以下、「2013認可(答申)」と言う。)において、特設公衆電話の事前設置に係る費用の一部を「NTT東西と接続事業者とで負担することとするのは、一定の合理性が認められる」とされている点について異論はございません。 ◆ 次に当該費用の負担方法について、在り方(答申)において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることや、2013認可(答申)において「公衆電話の利用者のみに転嫁されないように留意」と示されていることを踏まえれば、接続料又はその他の方法による接続事業者での負担方法を検討する必要があると認識するところですが、接続料として負担することは、接続事業者における精算システム等の対応費用を抑えることが可能であり現実的な負担方法であると考えます。 ◆ また、特設公衆電話が公衆性を有することを踏まえれば、特設公衆電話に係るコストを公衆電話機能における接続料原価に含めるとの貴社ご提案について合理的であると考えます。 ◆ ただし、在り方(答申)では常設の公衆電話においてユーザニーズと費用の観点から踏まえた検討がなされているところ、特設公衆電話についてもユーザニーズと費用の観点から必要となる合理的な設置基準・台数を定め、接続事業者にとって過度な負担とならないことに留意することが必要であると考えます。

別添1

特設公衆電話に係る費用の負担方法について 2/2

NTT DOCOMO Highly Confidential
開示先:東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社
開示日:2013年5月16日
Copyright© 2013 NTT DOCOMO Inc. All rights reserved

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none">◆ 通話・通信の確保については通信事業者の責務であり、災害時の通話通信の確保に向けた対策について本来的には各事業者が実施すべきと考え既に各事業者が実施してきていると認識するところです。◆ 当社においても災害時の通話・通信確保に向けた対策を実施しているほか、災害時においても可能な限り通話・通信の確保に向けた取り組みを実施していますが、第一種公衆電話を貴社のみが提供していることを踏まえれば、現段階では、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきと考える当社サービスはございません。	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>審議会答申にもあるように、接続料以外の方法も含めて、その負担について検討する必要があると考えます。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべき理由、考え方について記載願います。</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	弊社の考え(KDDI)
NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めるとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話に係るコストについて、NTT東西殿の自主的な取組として賄いきれないということであるならば、接続する事業者も何らかの形で負担することについて否定するものではありません。従来のNTT東西殿の自主的な取組という位置付けから、その取組の主体を関係事業者に広げるにあたっては、まずは、以下の4点を整理することが先決と考えております。</p> <ol style="list-style-type: none">1. NTT東西殿が関係事業者に負担を求めるコストの範囲(※)。 (※イニシャルコストのみかランニングコストも含むのか、避難場所のみか帰宅困難者対策拠点も含むのか、事前配備のみか事後配備分も含むのか、何年度以降発生したコストなのかetc)2. 上記のコストの、NTT東西殿が接続料で回収しているコストとの関係性。3. NTT東西殿が関係事業者に負担を求めるコストの金額の規模感と今後の見通し。4. 特設公衆電話の個別の設置に関する設置可否判断主体と設置基準。 <p>街頭公衆の接続料原価に含めるかどうかも含めた、当該コストの負担の在り方については、上記について、関係事業者間でコンセンサスが得られた後に決めるべき事項と認識しております。</p>
貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。		(この部分は記載不要です)

別添1

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	弊社の考え(au)
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話に係るコストについて、NTT東西殿の自主的な取組として賄いきれないということであるならば、接続する事業者も何らかの形で負担することについて否定するものではありません。従来のNTT東西殿の自主的な取組という位置付けから、その取組の主体を関係事業者に広げるにあたっては、まずは、以下の4点を整理することが先決と考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. NTT東西殿が関係事業者に負担を求めるコストの範囲(※)。 (※イニシャルコストのみかランニングコストも含むのか、避難場所のみか帰宅困難者対策拠点も含むのか、事前配備分のみか事後配備分も含むのか、何年度以降発生したコストなのかetc) 2. 上記のコストの、NTT東西殿が接続料で回収しているコストとの関係性。 3. NTT東西殿が関係事業者に負担を求めるコストの金額の規模感と今後の見通し。 4. 特設公衆電話の個別の設置に関する設置可否判断主体と設置基準。 <p>街頭公衆の接続料原価に含めるかどうかも含めた、当該コストの負担の在り方については、上記について、関係事業者間でコンセンサスが得られた後に決めるべき事項と認識しております。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>弊社としては、これまでも、被災地における連絡手段や復興活動支援を目的として、自治体などに対して、携帯電話や衛星携帯電話(イリジウム・インマルサット)の無償貸与を実施してまいりましたが、これまでは、あくまで弊社の自主的な取組として実施してきた次第です。</p> <p>仮に、上記の取組の主体を関係事業者にも広げる検討を進める際には、その進め方としては、まずは、特設公衆における議論を深めた上で、その対象範囲や設置基準などに関する議論の結果を勘案し、その後に必要なに応じて議論していくべき事項であろうと考えております。</p>	

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話の設置の背景から、設置を希望する市町村等の行政機関による費用負担が本来のあるべき姿と考えます。行政機関以外での費用負担について検討が必要な場合、各社における同種の災害対策支援活動も含めて検討する必要があると考えております。本費用負担については、例として以下の方法等が想定されると認識しており、上記の通り関係者間での協議が必要と考えております。</p> <p>(1)CSR 活動の一環として設置事業者負担 (2)ユニバーサルサービスとして利用者負担 (3)接続料原価に算入し、接続事業者含めて負担(設置事業者のCSR活動としての広報活動をしない前提)</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>災害発生時に無償にて貸出を実施する弊社通信端末に関連する費用</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみを転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	特設公衆電話の必要性、また、その公共性を考慮し、接続料などを通じて各事業者が費用負担をすることには異論はありません。負担方法ですがユニバーサルサービスの一環という解釈をし、ユニバーサルサービス料に含める方法が適当かと考えます。
貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。	弊社サービスのうち、特設公衆電話と同様の取り扱いを考慮すべきものはございません。	(この部分は記載不要です)

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	当社の考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみを転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用の負担方法については、審議会答申の内容も踏まえ、NTT東西殿の考えに沿う方向で検討しております。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべき理由、考え方について記載願います。</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみを転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>NTT東西様以外の各事業者も応分に特設公衆電話に係る費用を負担する事は適当であると考えます。</p> <p>現時点で特設公衆電話に係る費用のアナログ公衆電話発信機能に占める割合は、直ちに公衆電話ユーザー料金の値上げに結びつく水準でないなら、当面、公衆電話接続料で各事業者負担とし、その割合が増えた場合には、例えばユニバーサルサービス制度に組み入れる等の別の手段を検討することとすることが適当であると考えます。</p>
<p>弊社においては特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきものはございません。</p>	<p>なし</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としていますが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>特設公衆電話は、災害時に利用できない他の電話サービス(発信)の代替手段であり、電話サービス提供事業者としても自社のお客様がその便益を享受すると考えられることから、電話サービス提供事業者にて当該費用を負担することは一定の合理性があると考えます。</p> <p>具体的な負担方法としましては、その受益の程度を判断する一つの目安となる、各事業者の保有する発信番号数(0AB～J、0A0)をもって按分負担することが妥当と考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>特設公衆電話の設置による直接的な受益者は被災者(被災する可能性がある全国民)と考えられることから、本来は当該費用は国や自治体による負担が望ましいと考えます。</p> <p>ただし、その実現には課題(実現可能性が不透明、実現に時間を要する等)があることも理解しますので、本案の実現に向けての検討は継続しつつも、まずは特設公衆電話の設置を促進させる観点から、上記事業者による按分負担として暫定的に整理することが妥当と考えます。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p><u>1. 事業者間で負担する方法</u></p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>特に具体的意見はありません。</p>
<p><u>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>特に具体的提案や意見はありません。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>特に具体的提案や意見はありません。</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項 目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえ、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としていますが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>◆特設公衆に係るコストを常設の公衆電話接続料として負担することについては、従前どおり異論はございませんが、特設公衆電話と常設の公衆電話それぞれにおける接続先事業者について、明確にご説明いただくことが必要であると考えます。</p> <p>◆仮に、特設公衆電話と常設の公衆電話の接続先が異なるのであれば、公衆電話接続料としての負担方法を前提としつつ、特設公衆電話と常設の公衆電話の接続先に差分が生じないようにする等、何かしらの対策を講じるべきと考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】 特に意見なし。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>◆当社としては、2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることや、2013年3月総務省公表の貴社認可料金に係る答申において「公衆電話の利用者のみに転嫁されないように留意」と示されていることを踏まえれば、特設公衆電話に係るコストをユニバーサルサービス基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましいと考えます。</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえ、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としていますが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>当社では公衆電話接続料による負担が現時点においては現実的であると考えており、公衆電話接続料以外の事業者間での負担方法について、特に意見を持ち合わせておりません。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>国、自治体による負担とするには、国による決定が必須であると考えます。一方、自治体等との調整等に相当の期間が必要とされるのはやむを得ないことと理解しております。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>1. において当面は接続料による事業者間での負担として運用し、ユニバーサルサービス基金による負担が現実的に可能であると認められた時期に変更されるのが望ましいと考えます。</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2.のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>特設公衆電話の設置の取り組みは、災害対策の一環としての国や自治体からの要請に基づく取り組みと認識しております。このため、本質的には国や自治体によるコスト負担が望ましいと考えており、今回の事業者間での議論の結果を待たず、まずは設置主体のNTT東西殿にて、国や自治体によるコスト負担に向け、国や自治体との協議を早期に開始いただきたいと考えております。</p> <p>上記の整理に相当の期間を要するというのであれば、暫定対応として、特設公衆電話設置に係るコスト負担を事業者全体で分担し、その取り組みを支えるという考え方を採用することも、やむを得ないものと考えており、その手法としては、期間限定的なコスト負担であるのであれば、接続料原価への算入という手法が仕組みの大きな変更を伴わず、現実的な方策であると考えております。</p> <p>事業者によるコスト負担となる暫定期間が例えば1～2年といった短期間であり、かつ負担額も軽微であるということなのであれば、公衆電話接続料の原価算入という手法も選択肢の一つとして採用することに対して特段異論はありません。</p> <p>しかしながら、公衆電話接続料が直近5年間でほぼ2倍の水準にまで高騰しており今後も上昇することが想定されること、および、特設公衆電話は主に避難所に設置されるものであり平時の常設公衆電話とは利用者が異なることを勘案すると、暫定対応とはいえ、事業者によるコスト負担となる期間が長期化し、負担額も軽微とはいえないボリュームとなってしまう場合には、公衆電話接続料原価に長期的に算入することは望ましくないと考えております。</p> <p>このような事態が想定される場合には、事業者によってコスト負担する期間における負担手法の最終形として、特設公衆電話と通話が可能な全事業者によって応分負担するスキームに、早期に移行することが必要と考えております。</p> <p>具体的な手法としては、特設公衆電話利用の受益者は特設公衆電話の発信通話における発信者と着信者であることを鑑み、加入者交換機階梯で接続する通話に対しての付加的な接続料として、電話サービスを提供する全事業者から広くあまねく回収するスキームが、特設公衆電話設置の取り組みを暫定的に事業者全体で支えるという趣旨にも合致するものと考えております。なお、公衆電話接続料原価への算入の手法・加入者交換機接続料原価への算入の手法のどちらの手法を採用する場合であっても、その暫定対応の期間を予め区切った上で採用することが必要であろうと考えております。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>前述のとおり、今回の事業者間での議論の結果を待たず、まずは設置主体のNTT東西殿にて、国や自治体による負担に向け、国や自治体との協議を早期に開始いただきたいと考えております。</p> <p>その後の進め方としては、暫定的にコスト負担する関係事業者の範囲が明確になった後に、その時点でのNTT東西殿と国や自治体との間の協議状況を踏まえて、国や自治体との協議主体のNTT東西殿の支援について、その支援の程度も含め、関係事業者間で協議を進めていくべきと考えております。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p style="text-align: center;">-</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としていますが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>【意見案】</p> <p>まずは、事業者間で負担する方法を議論する前に、特設公衆設置費用について、自治体等からの要請内容、費用負担に関するNTT東西殿のお考えおよび自治体等との費用負担に関する協議状況について、ご説明を頂きたいと考えます。</p> <p>また、NTT東西殿において、今後費用負担等の協議を国や自治体等と議論の予定の有無や今後の進め方のお考えがあればそれをお示し頂きたいと考えます。</p> <p>その上で、事業者間で負担する方法を議論するに当たっては、上述の議論も踏まえ、本格対応とするのか暫定対応とするのか、暫定対応とした場合、本格対応までのプロセスはどうすべきか、ということも含め整理すべきと考えます。</p> <p>また、暫定対応として事業者間での負担を求める場合、本格対応に移行するまでのプロセス案は、NTT東西殿よりご提案頂きたいと考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>取り纏めの方向性等については、上述のとおり</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>同上</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p><u>1. 事業者間で負担する方法</u></p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担とされているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>現時点においては、他の負担方法等についての意見はございません。引き続き、貴社及び他社様のご意見も踏まえて検討をさせていただきたく考えております。</p>
<p><u>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>現時点では特にございませぬ。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>現時点では特にございませぬ。</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p><u>1. 事業者間で負担する方法</u></p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担とされているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>弊社は、特設公衆電話設置、維持にかかる費用を「国・自治体」「事業者」「利用者」にて費用を負担すべきと考えます。</p> <p>数年間(期間を定める必要あり)は「公衆電話AC」で特設公衆電話を維持運営し、その間に「国・自治体」「事業者」「利用者」でどのように按分するかを取り決めるべきかと考えます。</p>
<p><u>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>一定期間は「公衆電話AC」で維持運営し、その間に、ユニバーサルサービス関係事業者を対象に費用負担について協議すべきと考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特設公衆電話の設置の考え方や事業者間で負担する方法の結論を早急に得る必要があると認識するところ、特設公衆電話を避難所や帰宅困難者対策拠点へ設置するとの考え方については、2011年12月総務省公表の「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について(最終取りまとめ)」や、2012年9月首都直下型地震帰宅困難者対策協議会公表の「最終報告書」において考え方が示されていることを踏まえ、現段階の整理として基本的には異論はありません。 ◆ ただし、今後、特設公衆電話の設置台数が現状想定している設置台数を上回り、結果として事業者の負担費用が想定よりも増加する状況が生じた場合には本年9月末以降においても特設公衆電話の設置の考え方及び費用負担の在り方について、改めて議論をすべきであると考えます。
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p><ユニバーサルサービス基金による負担について></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 当社としては、2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることや、2013年3月総務省公表の記者認可料金に係る答申において「公衆電話の利用者のみに転嫁されないように留意」と考え方が示されていることを踏まえれば、特設公衆電話に係るコストをユニバーサルサービス基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましいものと考えます。
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u></p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACIによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特設公衆電話設置により発生する呼の受益者は、料金設定事業者である考えます。 ◆ したがって、特設公衆電話発信呼の料金設定事業者となる公衆接続料負担事業者が当該コストを負担することは、受益者が当該コストを負担するものであり合理的な整理であると考えます。加えて、接続料を料金設定事業者が負担するとの従来の事業者間精算の考え方とも整合性があること、及び他の示された案と比較しても精算システムへの影響が軽微であり早期に結論を得ることが求められている状況を踏まえれば、当該コストを公衆接続料として負担することが現実的であり望ましいものと考えます。 ◆ なお、「GC(端末交換機)を利用するトラヒックによる負担」と、「電気通信番号数比での按分による負担」との考え方では、受益者の受益の度合いや、受益者とコスト負担事業者の関連性が必ずしも明確でないと考えられることや、「公衆電話ACIによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべきであると考えます。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>B.都市部における帰宅困難者対策拠点への設置の考え方について</p> <p>NTT東日本様、NTT西日本様で参考としているものが、「首都圏直下地震帰宅困難者対策協議会」と「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」となっているため、主な設置対象施設が一部異なり、東日本ではコンビニエンスストアが対象となり、西日本では対象となっていないと、第3回合同協議で説明を受けた。</p> <p>特設公衆電話設置対象施設をそれぞれの協議会が指定する施設に合わせるより、東日本エリア・西日本エリアで統一した施設とすることで、利用者が混乱しないよう考慮すべきと考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>将来的には、国・自治体による負担またはユニバーサルサービス基金による負担とするのが良いと考えますが、現時点で実現するための具体的考えを持ち合わせておりません。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>弊社の意見としましては、事業者負担は暫定的な措置であり、時間を要しても2. に記載のいずれかの方法とするのが良いと考えます。</p> <p>暫定期間においては、既に運用が開始されている「公衆電話ACによる負担」にて進めることで問題ございません。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	特に意見はありません。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	特に意見はありません。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	どの案でも結構です。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話の設置場所ポリシーについては、利便性並びに公平性の観点から、目的をみたしていると思われることから適当であると考えます。</p> <p>設置条件として、施設収容人数が100名以上と規定がありますが、利用率を上げるためにも「設置場所のルール(コンビニであればセブンに統一するなど)」並びに「設置場所の利用者への広報」について、もう少し掘り下げて検討すべきかと思えます。</p> <p>例) 災害時帰宅支援ステーションにコンビニやファミレス等々とあるが、利用者への広報の観点から、例えば事業者を指定したり(セブンイレブン等)、特設公衆電話設置の目印など設けたほうが良いのではないかと？</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>合同協議の結果として、総務省殿へご報告頂くことに異論はございません。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>弊社の費用負担における基本的な考えとしては、本設備を利用する可能性は「全国民」にあると考えており、その理由から、費用負担は当面「公衆電話AC」で賄い、ゆくゆくは「事業者」「個人」「国、自治体」であるべきと考えております。</p> <p>将来的には徴収方法は変わるかと思われませんが、特設公衆電話の機能は現在の公衆電話の位置づけと同様の機能を有することから、当面は「案1」で賄うことが適当と思われれます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え	
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話の設置に係る費用については、本来に立ち返って、国・自治体などの必要とされる箇所が、他の物品と同様に負担することが適当と考えます。</p>	
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>		
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u></p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>		

特設公衆電話に係る意見について

項目	弊社の考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u> 第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>設置の考え方等については特に異論ございませんが、特設公衆電話が必要以上に過剰設置されないよう、十分ご配慮をお願い致します。</p>
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u> 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用は国、自治体で負担すべきものであると考えますが、国、自治体と協議が整うまでの間の暫定対応という位置づけで関係事業者間で費用負担の在り方を検討していくことについては異論はございません。</p>
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u> 事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACIによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話のうち、避難所に設置されるもの、帰宅困難者対策拠点に設置されるものの費用負担のあり方について分けて整理するべきであると考えます。 避難所に設置されるものについては、全ての電話サービスを代替するものとして整理することが可能であることから、関係する全事業者で費用按分する必要があると考えますが、帰宅困難対策拠点に設置されるものについては、一部の大都市圏での設置に限定されることや街頭公衆電話や携帯電話・PHSの代替手段として考えられることを鑑みて費用負担のあり方について検討を進めていく必要があると考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	当社の考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の考え方について 自治体からの設置要望の状況及び協議の内容から、「施設収容人員100名あたり1台」を基本となっておりますが、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案し、公衆電話の設置台数が過大とならないよう十分配慮されることを要望します。 ・回線費用については、避難所が開設させている期間(実利用期間)のみ費用が発生する。それ以外の平常時は、「休止回線扱い」とする等の考え方ではできませんでしょうか。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話の費用負担について、事業者が負担するのは経過措置であることの意志表示として、「国、自治体による負担検討」の依頼は必要と考えます。 ・最終形としては、ユニバーサルサービス基金による負担が適当と考えます。 現行のユニバーサルサービス料の補てん額の過半は、第一種公衆電話の赤字負担であり、特設公衆電話の費用も同列と考えられます。 ・実際の導入には、ユニバーサルサービス委員会での議論を経て、省令改正等の手続が必要となります。仮に導入できる場合、需要増により単金は低減傾向にありますので、次の値下げの想定期が、導入時期としては適当と考えます。 (本費用を加算することで、ユニバーサル料が値上げになると、利用者への周知費用が発生しますので、この費用は避けなければなりません。)
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者負担とする方法としては、案1(公衆電話接続料)です。 災害時には優先的な通信の確保ができる街頭公衆電話と同等と捉えて、当該費用を原価に含める接続料としては、案1の公衆電話機能が妥当ではないかと考えます。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	弊社の考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>費用負担の整理結果にもよるが、仮に事業者負担が基本の考え方となる場合は、事業者が負担する額に自治体間の過度な偏りが発生しないよう、明確な設置基準を設け、公平で偏りのない設置とすべき。設置基準については総務省、関係事業者にて整理が必要と考える。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>災害時など、緊急時にも国民が通信手段を確保できるよう、特設公衆の設置が必須という整理であれば、その費用の負担にあたっては、事業者のみで負担する形ではなく、現在のユニバーサルサービス基金のように広くあまねく負担するといった整理が望ましいと考える。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>今回整理する事業者間での負担があくまで暫定的な負担で、今後、2.に移行するという前提に立つと、事業者間の負担については、2.に移行しやすい『電気通信番号数比での按分による負担』が現実的と考える。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>設置の考え方、設置台数、設置見込みについては特に異論ございません。</p> <p>実際の設置にあたっては、設置台数、コストが過大なものにならないよう十分配慮願います。</p> <p>尚、設置台数、設置見込みについては、設置の考え方にある「A. 避難所」「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点(以下、帰宅困難者対策用)」の区分別に内訳をご提示の上、コストについてもそれぞれの区分に分けて算出させていただきますようお願い致します。</p>
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>特に意見ございません。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>1項にある「A. 避難所」「B. 帰宅困難者対策」の区別にコスト負担方法を検討すべきと考えます。</p> <p>【「A. 避難所」について】</p> <p>(避難所における)特設公衆網からの通話料金が有料であるならば、料金設定事業者に受益があることから料金設定事業者が負担すべきであり、案1が適当であると考えます。しかし、今回の検討は、(NTT東西殿が検討・調整されている)ユーザ料金無料化および各社接続料(AC)の無料化が前提条件であるため、オールジャパンの体制で災害対策にあたるという主旨の下、電気通信事業者が平等に負担することが適当であると考えます。</p> <p>案3の場合、平時の固定電話(IP電話含む)、携帯電話の通話を(避難所における)特設公衆電話が代替し、尚かつ、当該通話は電気通信番号を有する端末から発信すること(つまり各端末のバックアップとして(避難所における)特設公衆電話が機能する点)を踏まえると、電気通信番号按分により当該費用を負担することには一定の合理性があります。但し、電気通信番号按分の場合、選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない(番号が少ない)ことにより費用負担しなくてもよい(費用負担の割合が少なくなる)事業者が発生する点が、公平性の観点から課題として挙げられます。</p> <p>案2の場合、「各端末のバックアップとして(避難所における)特設公衆電話が機能する」という点と「災害時における(避難所における)特設公衆電話の通話がNTT東西の加入交換機を必ず経由する」という点の関連性が飛躍しすぎており、合理性がありません。</p> <p>【「B. 帰宅困難者対策」について】</p> <p>(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話は、災害時に駅等に既に設置されている街頭公衆電話では不足する分を補う役割である点を踏まえると、(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話通話は、平時の公衆電話の通話をバックアップするものであると考えられることから、街頭公衆電話の費用負担方法と同様に案1が適当であると考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	特になし。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	国、自治体による負担については、実務的な作業の落とし込みが困難と思われる。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	事業者間負担を採用にあたっては、3案の内容次第で、負担額にどの程度の影響がでるか把握した上でフェアな判断がなされることが望ましい。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>設置台数、設置見込について弊社としての具体的な意見はございません。</p> <p>設置場所について、第三回合同協議の資料2-1にて提示された設置基準に賛同致します。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>国、自治体による負担については、特設公衆電話から発信される各呼における通話内容が必ずしも緊急事態に基づく公共性の高い通信であるとは特定できないことを勘案すると、妥当かどうか判断しがたい。</p> <p>また、ユニバーサル基金による負担については、費用を負担する事業者が一部に制限される事から、公平性の観点から疑問が残る。</p> <p>そのため、上記いずれの案も十分に満足できる方法とは言えないと考える。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>事業者間で負担する場合、特設公衆電話の設置の趣旨を踏まえれば、特定の機能の利用者だけがその費用を負担する案1、案2は適切ではないと考える。</p> <p>特設公衆電話による受益者を、発信者だけでなく着信者も含まれると考えれば、公衆網の利用者全体で費用負担を按分する方法の案3の考え方に賛同する。</p> <p>なお、案3の具体的な費用精算方法(システム化を含む)については継続して協議の必要があると考える。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話設置の考え方、台数、見込みについては提示された案でよいかと思えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>具体的にいずれかの方法による負担の検討を促すメッセージにすべきかと思えます。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると思えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>現行では、負担者と受益者が一致しない状況であるため、案2もしくは案3に変更すべきかと思えます。特に案3はユニバーサル基金の負担方法と同じ考え方であるためこの案が最良であると思えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>1. 【案3】の番号ポータビリティについて、Pager事業は、受信信号がPager着信番号のみであるため該当しない。</p> <p>注:着信課金(0ABJ番号)は相互接続約款において接続呼のみ規定し、債権債務は発生しないので除外されている。</p> <p>2. 弊社としては上記理由から、発信課金(020番号)のみ【案2】GC付加チャージによる負担でお願いしたい。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用負担方法が明確でない現時点において、その費用が際限なく拡大しないように、設置場所や設置数について、一定の基準を設けることについて賛同します。</p> <p>当該費用については、自治体の負担という考え方も取りえることから、そのため、この基準内であれば事業者負担であるといった誤解等を生じないよう、今後、自治体からの要請等による特設公衆電話回線の新規設置や回線増設等の費用については、自治体負担も含め協議を行うことを条件として、対応を行うようにして頂きたいと考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>「NTT東西殿より自治体に対して、自治体負担も含めた費用負担の在り方について協議要請すること」も提言に含めて頂きたいと考えます。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>弊社共としては、事業者間で負担する方法は、自治体負担も含めた費用負担の在り方が整理されるまでの暫定措置と考えています。</p> <p>そのため、既存の制度や運用等へ影響が少ない現行の「公衆電話ACによる負担」を採用することについて異論はありません。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>コストを事業者負担とする場合を鑑み、適正な設置台数としていただけますよう、お願い致します。</p> <p>また、設置見込台数が変動する場合、コストへの影響が想定されるため、適宜、情報提供いただけますよう、お願い致します。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話については、既にエンドユーザの通話料は無料であり、また、ACについても事業者間精算が無料化される状況を鑑みると、特設公衆電話の設置に係る受益者は利用者(平時において固定電話等による通話サービスを利用しているすべての国民)であると考えます。よって、費用については国・自治体による負担が最も望ましいと考えます。</p> <p>しかしながら、国・自治体による費用負担と整理するまで相当な期間を要することが想定されるため、左記整理がなされるまでの暫定的な対応として、事業者負担により特設公衆電話の事前設置を進めることはやむを得ないと考えます。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>「2」において記載したとおり、特設公衆電話に係る受益者は利用者(平時において固定電話等による通話サービスを利用しているすべての国民)であると考えますが、案1および案2は、平時における一部のトラヒックにより生じるACへ転嫁するという考え方であり、費用を負担する受益者が一致しないという懸念があります。</p> <p>受益者の一致という観点で検討した場合、平時において固定電話等通話サービスを利用している国民が特設公衆電話の利用者(=受益者)となることから、電話番号数で案分する案3が妥当と考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	特段の意見はありません。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	特段の意見はありません。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	特段の意見はありません。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>・特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、現時点では、特に異論ございません。</p> <p>・なお、設置台数及び設置見込について、「A. 避難所」、「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」ごとの内訳と、各々に係るコストのご提示をお願いいたします。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>・特設公衆電話に係る費用は、本来、大規模災害対策として、国や自治体が負担すべきものと考えます。</p> <p>・行政が負担することを前提として、暫定的に(1~2年)、関係する電気通信事業者において負担することは、止むを得ないものと考えております。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>・特設公衆電話に係る事業者間の通話料および接続料が有料の場合は、料金設定事業者が受益者であるため、「公衆電話ACによる負担」が妥当であると考えます。</p> <p>・特設公衆電話に係る事業者間の通話料および接続料を無料とする場合は、電気通信事業者全体での負担となることから、現時点では、「電気通信番号数比での按分による負担」が概ね妥当であると考えております。</p> <p>なお、「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」については、エリアが限定されることから、同様の負担方法としてよいか、更なる検討が必要と考えております。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適正な設置台数とし、過度なコストとならぬよう、お願いいたします。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特設公衆電話の設置による直接的な受益者は被災者(被災する可能性のある全国民)と考えられることから、本来は当該費用は国や自治体による負担が望ましいと考えます。よって、事業者による按分負担は、暫定的な整理である旨も、あわせて明記すべきと考えます。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特設公衆電話のアクセス回線コストは、トラヒックに依存しないNTSコストであることから、案1および案2における、ACへの転嫁、はなじまないと考えます。 さらに案1は、平時の公衆電話利用者と災害時の特設公衆電話利用者(受益者)が必ずしも一致しないことや、年々上昇している公衆電話ACが、本費用の加算でさらなる値上げとなることにより、今後、公衆電話料金設定事業者による吸収が困難となり、結果的に公衆電話料金値上げ等で公衆電話利用者が負担する形となる可能性が高まること等を考慮すると、公衆電話料金設定事業者のみに費用が転嫁される同案は、望ましくないと考えます。 また案2は、特設公衆電話の通話はGC交換機を必ず経由することからGCへACを付加するものですが、代替される通話は、平時の固定電話や携帯電話であるにもかかわらず、当該通話の接続形態において、GC接続を多く有する事業者の負担額が結果的に多くなることから、公平な負担であるか、議論が必要と考えます。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>・現時点で異論はございません。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>・本来は国や自治体の災害対策費用等での予算措置により取り組むべきと考えます。しかしながら、国や自治体との調整に時間を要するとのことから、暫定措置の検討が必要であることは理解します。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>・国や自治体の予算措置により実施されるまでの暫定措置として、関係事業者で負担することについて、止むを得ないと考えます。</p> <p>・暫定措置として検討する事業者間で負担する方法については、電気通信事業者全体で平等に負担することが妥当であることから、案3(電気通信番号数按分による負担)が適当と考えます。</p> <p>ただし、接続機能の新設費用については、開発費用の透明性を確保した上で、各事業者にて過度な負担とならないような検討が必要と考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>左記について、H28年度末の設置見込数の算定の考え方をご定量的にお示し申し上げますようお願いいたします。</p> <p>弊社といたしましては、第3回合同協議にて示された範囲内でNTT東西殿が設置される限りにおきましては、設置の考え方について、特段の異論はありません。</p> <p>なお、国・自治体側による防災計画の見直しなどによる変動も含め、今後、第3回合同協議にて示された範囲を超えて特設公衆電話を設置することになった場合は、関係事業者とその費用負担の在り方についての協議が再度必要になると考えております。</p>
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>弊社といたしましては、国や自治体によるコスト負担が望ましいと考えておりますので、NTT東西殿が総務省殿からの求めに応じ提出する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言内容を取り纏めることに対し、異論はございません。</p> <p>今後において、提言の結果として何かしらの方向性が示された際には、適宜関係事業者にフィードバックいただければと存じます。</p>
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u></p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>弊社といたしましては、これまで主張させていただきましており、短期的に現行の「公衆電話ACによる負担」という手法が採用されることに、特段の異論はありません。</p> <p>「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」を採用する場合は、ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについての整理に時間を要することが考えられます。</p> <p>「電気通信番号数比での按分による負担」を採用する場合は、現行のユニバ制度の補填対象の拡大という方法なら、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」についての情報通信審議会答申(平成24年3月1日)においても「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となるとは限らない」と整理されたように、「全国あまねく手頃な料金で最低限の通信手段が確保されるべき」という理念に照らし合わせて国民のコンセンサスを得るには相当の期間を要すると考えられ、また、現行ユニバと切り離して新たに電気通信番号比による精算スキームを構築するという方法なら、負担番号の考え方について現行ユニバ踏襲でよいのかどうかの整理に時間を要すること、及びその精算スキームの維持運営に相応の体制構築が必要であることなどが考えられます。</p> <p>これらの解決すべき課題があることから、現段階においては、当面、現行の「公衆電話ACによる負担」を継続することのみを今回の検討の結論とすることが合理的と考えております。</p> <p>その上で、並行して、より望ましい負担方法の議論を関係事業者の間で深め、「公衆電話ACによる負担」の持続可能性の検証とともに、必要に応じ負担方法の見直しを行うという進め方が現実的ではないかと考えております。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の際、インターネットをベースとするメールやツイッターなどが緊急時の連絡手段として一定程度機能したと聞いております。今後、スマートフォン等の普及に伴い、より利用環境が整備されていくものと認識しており、そういう状況を踏まえた上で特設公衆電話の在り方について検討すべきと考えます。 ・電話料金の負担は、まずは発信利用者(受益者)が原則になっております。しかしながら、何らかの合理的な理由で受益者負担が好ましくない場合があります(被災で発信利用者が負担できない、負担させるべきでないなど)。この場合の負担者は設置の要請者が適当と考えます。したがって、この考えに沿って、特設公衆電話の設置方法や費用負担のあり方を定めていくのが望ましいと考えます。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前述の通り、特設公衆電話の費用負担については、まずは発信利用者負担(受益者負担)が適当と考えます。合理的理由によりそれが適切でない場合は設置の要請者が負担すべきと考えます。したがって、NTT東西が自社の取り組みとして設置する場合は、NTT東西が負担されるべきであり、国、自治体が設置を要請する場合は、国、自治体が負担されるべきと考えます。その何れもが合理的理由により適切でない場合には、その他の方法(ユニバーサルサービス基金等)も検討対象になりうると考えます。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な費用負担者は前述の通りと考えるため、現時点で事業者間で費用負担方法を議論するのは時期尚早と考えます。 ・今回の議論は、特設公衆電話の加入者回線維持費等の負担が対象になっていますが、これに限らず、通話部分も含めた全体の費用を誰がどのように負担すべきか検討していく必要があると考えます。

貴社名:株式会社 STNet

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担		○	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担		○	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注：代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担		○	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注: 代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

案3による負担	賛同	賛同多数であれば受入可能	受入不可

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受入不可の理由	費用負担方法の代替案
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(情報通信審議会)においては、現状として「特設公衆電話はユニバーサルサービスではない」とし、費用負担に在り方については、ユニバーサルサービスの枠組み利用や、国等の負担、企業の負担等の考え方を例示した上で、今後も「まずはこれまでどおりNTT東西における自主的な取組として進めることが適当」という整理がなされています。 上記の点から、現時点においては、特設公衆電話はユニバーサルサービスの対象ではないことが一旦は整理されており、同答申上は「今後、必要に応じて、その状況を確認しつつ、改めて検討することが適当」との記載はありますが、<u>実際に再議論を行うには相応なきっかけと相当な議論が必要な状況</u>であると考えます。 本来、ユニバーサルサービスの対象ではないものに対し、<u>ユニバーサルサービスの負担方法を適用すること自体に合理性は存在しません</u>。むしろ、一旦は異なるものとして整理されているものならば、異なる負担方法とすることが適切であると考えます。 なお、同答申は、ユニバーサルサービス制度の枠組みの将来的な活用までを否定しているわけではありませんが、その意味では、国等の負担、企業の負担も並列例示されており、その1つを恣意的に適用する(直ちにユニバーサルサービスの負担方法を準用する)ことに合理性はないと考えます。 仮に、特設公衆電話にこの合理性を見出すならば、<u>本合同協議において、特設公衆電話とユニバーサルサービスとの同一性や相当な類似性を合意するという方法が考えられますが、前述の状況下において一部の事業者のみでそのような整理を行うことは事実上不可能</u>と考えます。 さらには、現状のユニバーサルサービスの費用負担方法は、様々な議論の末に、いくつかの課題について割り切った内容となっており、<u>必ずしも完全な方法ではないことも共通認識</u>であると考えます。 このような負担方法を、ユニバーサルサービスとの同一性、類似性の議論も経ないまま、<u>ただ“実績のある按分方式”</u>という理由だけで安易に採用することには強い疑問を感じます。 このような点から、弊社としては、案3の受入れは難しいと考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> 弊社といたしましては、特設公衆電話のアクセス回線の維持コストは、国や自治体による負担が望ましいと考えておりますが、その整理には相応なきっかけと相当な議論が必要であることと理解しており、国や自治体によるコスト負担について一定の結論が得られるまでの間、事業者負担とせざるを得ない場合の負担方法について、案1によるコスト負担を継続することが仕組みの大きな変更を伴わず望ましい旨をご提案させていただいております。 これは、当面の中継ぎ的な負担方法として、暫定的であったにしても一旦は総務省殿が認可し実際に運用されている方式である点を切り所としたご提案でした。 しかしながら、仮に、国や自治体による負担、案1による負担のどちらも採用できない場合には、適用根拠が明確な案1との親和性が高い案2(端末系交換機を経由するトラヒックにより、当該トラヒックに係る通話の料金設定事業者が負担する方法)が次善策であると考えます。(詳細な理由は次項のとおり) なお、上記以外の新たな代替案のご提案は特にありません。

3. 案2を次善策として支持する理由。

代替案を支持する理由

- 現行の負担方法は、平成24年3月の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(情報通信審議会)において、「特設公衆電話は、NTT東西殿の自主的な取組である」とされたことを前提に、「実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定」に対する平成25年3月の情報通信行政・郵政行政審議会答申(以下「接続料答申」)というにおいて、「特設公衆電話は災害時等における公衆電話の役割を補完するもの」であることを主たる理由として「これに要する費用の一部をNTT東西殿と接続事業者が負担することに一定の合理性がある」とし、暫定的ながら認可され、実際に特設公衆電話の負担方法として運用されているものです。
- 一方、同接続料答申においては、今後の負担方法について「関係事業者との間で、公衆電話機能の接続料原価に占める割合が上昇し、公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されることがないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め」検討することが適当とされています。
- このような経緯から、「接続料による負担」という方法は否定されているわけではなく、むしろ実績もあり、今後の整理方法として唯一具体的に例示されているものです。また、現行方式(つまり案1)も、「公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されること」の懸念がないのであれば特段の議論もなかったものと認識しております。
- その意味において、案2は「接続料による負担」であり、現行方式(案1)との相違点は、原価の算入先が公衆電話機能の接続料原価なのか、上位階梯の端末系交換機の(付加機能の)接続料原価なのかという点でしかなく、案1の1バリエーションともとらえることができる上に、上記留意点(「公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されること」への懸念)を十分に反映させた負担方法である点は、国・自治体負担や現行方式(案1)の次善策として十分な合理性を有していると考えます。
- また、公衆電話機能接続料原価へ算入する案1に各事業者の賛同が集まったという事実を踏まえると、接続料によるコスト回収に合理性を見出す事業者が多いということを意味していると考えており、支払処理も含めたスキームの運用が簡易である点も相まって、次善策としての合意性も高いのではないかと考えております。
- なお、ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについては、これまでの合同協議で大きな課題がないことが判明しており、実現性においても問題ないものと考えております。
- 前述のとおり、電気通信番号数比での按分案(案3)の採用は弊社としては受入不可ですが、仮に案3が弊社として受入可能な範囲であるとした場合にも、案2は案3と対比して、以下の2点において、より公平かつ適切な負担方法であると考えております。
 - ✓ 選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない(番号が少ない)事業者も十分に費用負担する公平なスキームである点。
 - ✓ 売上高が10億円以下の事業者が除外されないことから、広く関連事業者が支援するという趣旨にも合致する点。
- また、各社ご主張の災害時のトラヒックと平時のトラヒックの相違による費用負担のアンバランスさについては、案3でも災害時のトラヒックと番号比のアンバランスが発生するであろうことから、(案1及び、)案2・案3共通の課題であり、案2を採用したときにのみに発生する劣位項目ではないと考えております。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

案3による負担	賛同	賛同多数であれば受入可能	受入不可
			○

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受入不可の理由	費用負担方法の代替案
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(情報通信審議会)においては、現状として「特設公衆電話はユニバーサルサービスではない」とし、費用負担に在り方については、ユニバーサルサービスの枠組み利用や、国等の負担、企業の負担等の考え方を例示した上で、今後も「まずはこれまでどおりNTT東西における自主的な取組として進めることが適当」という整理がなされています。 上記の点から、現時点においては、特設公衆電話はユニバーサルサービスの対象ではないことが一旦は整理されており、同答申上は「今後、必要に応じて、その状況を確認しつつ、改めて検討することが適当」との記載はありますが、<u>実際に再議論を行うには相応なきっかけと相当な議論が必要な状況</u>であると考えます。 本来、ユニバーサルサービスの対象ではないものに対し、<u>ユニバーサルサービスの負担方法を適用すること自体に合理性は存在しません</u>。むしろ、一旦は異なるものとして整理されているものならば、異なる負担方法とすることが適切であると考えます。 なお、同答申は、ユニバーサルサービス制度の枠組みの将来的な活用までを否定しているわけではありませんが、その意味では、国等の負担、企業の負担も並列例示されており、その1つを恣意的に適用する(直ちにユニバーサルサービスの負担方法を準用すること)に合理性はないと考えます。 仮に、特設公衆電話にこの合理性を見出すならば、<u>本合同協議において、特設公衆電話とユニバーサルサービスとの同一性や相当な類似性を合意するという方法が考えられますが、前述の状況下において一部の事業者のみでそのような整理を行うことは事実上不可能</u>と考えます。 さらには、現状のユニバーサルサービスの費用負担方法は、様々な議論の末に、いくつかの課題について割り切った内容となっており、<u>必ずしも完全な方法ではないことも共通認識</u>であると考えます。 このような負担方法を、ユニバーサルサービスとの同一性、類似性の議論も経ないまま、<u>ただ“実績のある按分方式”という理由だけで安易に採用することには強い疑問</u>を感じます。 このような点から、弊社としては、案3の受入れは難しいと考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> 弊社といたしましては、特設公衆電話のアクセス回線の維持コストは、国や自治体による負担が望ましいと考えておりますが、その整理には相応なきっかけと相当な議論が必要であることと理解しており、国や自治体によるコスト負担について一定の結論が得られるまでの間、事業者負担とせざるを得ない場合の負担方法について、案1によるコスト負担を継続することが仕組みの大きな変更を伴わず望ましい旨をご提案させていただいております。 これは、当面の中継ぎ的な負担方法として、暫定的であったにしても一旦は総務省殿が認可し実際に運用されている方式である点を切り所としたご提案でした。 しかしながら、仮に、国や自治体による負担、案1による負担のどちらも採用できない場合には、適用根拠が明確な案1との親和性が高い案2(端末系交換機を経由するトラヒックにより、当該トラヒックに係る通話の料金設定事業者が負担する方法)が次善策であると考えます。(詳細な理由は次項のとおり) なお、上記以外の新たな代替案のご提案は特にありません。

3. 案2を次善策として支持する理由。

代替案を支持する理由

- 現行の負担方法は、平成24年3月の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(情報通信審議会)において、「特設公衆電話は、NTT東西殿の自主的な取組である」とされたことを前提に、「実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定」に対する平成25年3月の情報通信行政・郵政行政審議会答申(以下「接続料答申」)という)において、「特設公衆電話は災害時等における公衆電話の役割を補完するもの」であることを主たる理由として「これに要する費用の一部をNTT東西殿と接続事業者が負担することに一定の合理性がある」とし、暫定的ながら認可され、実際に特設公衆電話の負担方法として運用されているものです。
- 一方、同接続料答申においては、今後の負担方法について「関係事業者との間で、公衆電話機能の接続料原価に占める割合が上昇し、公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されることがないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め」検討することが適当とされています。
- このような経緯から、「接続料による負担」という方法は否定されているわけではなく、むしろ実績もあり、今後の整理方法として唯一具体的に例示されているものです。また、現行方式(つまり案1)も、「公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されること」の懸念がないのであれば特段の議論もなかったものと認識しております。
- その意味において、案2は“接続料による負担”であり、現行方式(案1)との相違点は、原価の算入先が公衆電話機能の接続料原価なのか、上位階梯の端末系交換機の(付加機能の)接続料原価なのかという点でしかなく、案1の1バリエーションともとらえることができる上に、上記留意点(「公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されること」への懸念)を十分に反映させた負担方法である点は、国・自治体負担や現行方式(案1)の次善策として十分な合理性を有していると考えます。
- また、公衆電話機能接続料原価へ算入する案1に各事業者の賛同が集まったという事実を踏まえると、接続料によるコスト回収に合理性を見出す事業者が多いということを意味していると考えており、支払処理も含めたスキームの運用が簡易である点も相まって、次善策としての合意性も高いのではないかと考えております。
- なお、ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについては、これまでの合同協議で大きな課題がないことが判明しており、実現性においても問題ないものと考えております。
- 前述のとおり、電気通信番号数比での按分案(案3)の採用は弊社としては受入不可ですが、仮に案3が弊社として受入可能な範囲であるとした場合にも、案2は案3と対比して、以下の2点において、より公平かつ適切な負担方法であると考えております。
 - ✓ 選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない(番号が少ない)事業者も十分に費用負担する公平なスキームである点。
 - ✓ 売上高が10億円以下の事業者が除外されないことから、広く関連事業者が支援するという趣旨にも合致する点。
- また、各社ご主張の災害時のトラヒックと平時のトラヒックの相違による費用負担のアンバランスさについては、案3でも災害時のトラヒックと番号比のアンバランスが発生するであろうことから、(案1及び、)案2・案3共通の課題であり、案2を採用したときにのみに発生する劣位項目ではないと考えております。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担			

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	受け入れ可能	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	原則, 年に1回, 特設公衆電話の設置台数を開示いただくことを条件に, 「【案3】電気通信番号数比での按分による負担」を受け入れます。		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注: 代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担			○

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案
<p>弊社共といたしましては、特設公衆電話に係る費用については、設置の経緯を考えますと、各自治体の負担とするべきものと考えております。</p> <p>そのため、案3(電気通信番号数比での按分)については、弊社共本来の主張である将来の自治体負担への道筋からはかけ離れていることに加え、自治体負担とする代替案として、将来のユニバーサルサービス化を前提としていない現時点では、取り得る案ではないと考えております。</p>	<p>自治体負担の在り方が整理されるまでの暫定措置として、案1(公衆電話ACによる負担)を次善の案として支持して参りました。</p> <p>そのため今回整理される暫定措置案については、将来の自治体負担に結びつくような公平な事業者負担方法であるならば、弊社共といたしましては否定するものではありません。</p>

注：代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

先日の合同協議を踏まえれば、案1以外の場合、いずれの案に賛同するかを回答すべきものと認識するところ、NTT東西殿ご提示の回答書式では、当社の意見を正確に反映できないことから、当該任意書式にて回答させていただく点ご了承いただきたい。

◆2013年8月28日の合同協議の場において総務省より、平成25年3月29日付の情報通信行政・郵政行政審議会による答申書にて、「特設公衆電話に係る費用について、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討」するよう要請があったことを踏まえ、公衆電話接続料にて負担することは、公衆電話の利用者料金へ転嫁される懸念があることから、案1以外の案を中心に関係事業者間で議論して欲しい旨の発言があったものと認識するところ、以下の通り、費用負担方法について再度当社見解を示します。



◆当社は災害時に使用される特設公衆電話は公衆電話と同一の「利用形態」になるものと認識していることから、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用については、基本的には公衆電話の料金設定事業者が負担すべきと考え、案1（公衆電話接続料による負担）による費用負担方法が望ましいと考えます。

◆一方で、合同協議で議論されたように、公衆電話の利用者料金へ転嫁されないよう配慮し、広く薄く関係事業者間で費用負担するという考え方については、それ自体否定できないものと考えます。

◆この点、必ずしも特設公衆電話が端末の代替性を有しているとの考え方に直ちに賛同することは出来ませんが、限られた時間の中で仮に案1以外の負担方法について、いずれかの案を選択する必要があるのであれば、そもそも今回負担する費用はNTT東西殿の設備費用であることを踏まえ、当該設備を利用する接続事業者で当該費用を広く薄く負担する（GC交換機を経由するトラフィックで費用按分する）案2の方法による負担方法がより適切な費用負担方法であると考えます。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担		○	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注: 代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	<input type="radio"/>	【補足コメント】 ・接続機能の新設費用については、開発費用の透明性を確保した上で、各事業者にて過度な負担とならないような検討が必要と考えます。	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担			○

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案
現時点で費用負担における議論がつくされていない認識であり、案3とすることについては賛同できません。	今後も案1を含めた議論をNTT東西殿及び事業者間にて進めるべきであると考えます。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	賛同 ただし当社は平成26年2月末で電話事業の撤退を予定していることを留意いただき、費用負担の対象事業者から外していただきたい。		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

貴社名:東北インテリジェント通信株式会社

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に を記載願います。

案4を採用する考え方については、以下の通りです。

- ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
- ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
- ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担				

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

案4による負担	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
			○ ※	

※なお、当社回答につき以下のとおり補足させていただきます。

◆当社としては、基本的に案1による費用負担が最も適切であると考えます。

しかし、①総務省からの関係事業者間で「接続料以外の方法も含め」検討するよう要請があること、②被災地等で携帯端末が利用できない場合に特設公衆電話を利用するというケース自体は否定し得ないこと、③限られた時間の中で一定の結論を出す必要があること、を踏まえ、今回ご提示の修正案につきましてはその考え方、負担費用の規模感を考慮した結果、当社として賛同多数であるならば受け入れ可能と判断するものですが、最終的には全事業者が合意した方法により費用負担をするべきと考えます。

◆また、今回の当社回答は、上記に加え、災害時における最低限の通信確保という背景を踏まえたものであり、今後の費用負担において、今回の整理が何ら参考となりえるものではない前提として回答させていただきます。

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受入可能	受入不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○(※)		

※ 弊社といたしましては、特設公衆電話のアクセス回線の維持コストの負担の在り方として、案3による負担は受入不可であるというこれまでの考えに変更ないことから、その原価が、一部とはいえ案3による負担となるような案4の考え方には、弊社としては賛同いたしかねるところです。とはいえ、限られた時間の中、関係事業者間で合意形成を図ることが難しい状況、かつ本協議の内容が関係する通信事業者全体の課題として要請されていることを鑑み、弊社といたしましては、案4による負担を採用することによって妥結点を見出すという考え方に歩み寄ることも可能と考えており、「賛同多数であれば受入可能」を選択させていただいた次第です。

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受入可能	受入不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○(※)		

※ 弊社といたしましては、特設公衆電話のアクセス回線の維持コストの負担の在り方として、案3による負担は受入不可であるというこれまでの考えに変更ないことから、その原価が、一部とはいえ案3による負担となるような案4の考え方には、弊社としては賛同いたしかねるところです。とはいえ、限られた時間の中、関係事業者間で合意形成を図ることが難しい状況、かつ本協議の内容が関係する通信事業者全体の課題として要請されていることを鑑み、弊社といたしましては、案4による負担を採用することによって妥結点を見出すという考え方に歩み寄ることも可能と考えており、「賛同多数であれば受入可能」を選択させていただいた次第です。

特設公衆電話に係る費用の負担方法（案4）に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4（公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案）による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担			○	<p>弊社では案3については下記(※)の理由により受入れは不可としており、対象を原価の2分の1としても受入れは困難です。</p> <p>(※)各社にて実施している災害対策について、本来の費用負担のあるべき姿の議論がなされていない中で、NTT東西殿の特設公衆電話についてのみ、相互接続と無関係に番号数比(案3)で他の電気通信事業者が費用負担を行うことは、不適切であると考えます。</p> <p>そのため、相互接続と無関係な番号数比(案3)のような費用負担の扱いについては、ユニバーサルサービス基金を含めた費用負担のあるべき姿の議論を尽くした上で、整理されるべきものと考えます。</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担			○	<p>案1と案3の折衷案である案4については、以下の理由から容認することは出来ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案3は、電気通信番号数に応じた費用負担は電気通信番号の指定数の有無や大小により費用負担が異なることとなり電気通信事業者間で費用負担の公平性が担保できない。 ・案4は、案1・案3案をそれぞれ半分の費用負担とした根拠が不明確であり、根本的な解決になっていない。 <p>また、事業者間協議で特設公衆電話の費用負担に関する意見が各事業者で分かれている現状も鑑みると、国民の最低限の通信手段を確保する観点では、既存の制度であるユニバーサルサービス制度等の範疇に含めることが妥当と考えます。あらためて、行政が主体となった検討が相応と考えます。</p> <p>なお、案1について、当社も支持していた経緯もあるため、NTT東西殿等の今回の事業者間協議の結果として進めることについてはやむを得ないものと考えます。</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	○			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		本来の弊社主張とは異なる内容ではございますが、事業者合意形成が必要という観点で、多数の事業者様が支持されるということであれば、合意とさせていただきます。

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		折衷案である案4には、一定の合理性が認められるものの、全事業者が賛同できる案が望ましい。

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	○			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	<p style="text-align: center;">○</p> <p>ただし、以下理由から「当面の措置」としての賛同 となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特設公衆が代替する通話は、平時の固定・携帯の通話であり、当該通話が電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえれば、案3が妥当。 ・ しかし、案3は現行からの負担額変動が大きく許容できないとする事業者のご意見もあることから、事業者間の合意のための「当面の措置」としては、賛同可能。 			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	○ 案3が妥当と考えるが、当面の負担方法として案4に賛同			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	賛同します。			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	○			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	○			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	受け入れ可能	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	原則、年に1回、特設公衆電話の設置台数を開示いただくことを条件に、【案4】を受け入れます。			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	○			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	<p style="text-align: center;">○</p> <p>ただし、以下理由から「当面の措置」としての賛同となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者の一致という観点で検討した場合、平時において固定電話等通話サービスを利用している国民が特設公衆電話の利用者(=受益者)となることから、案3が妥当と考えること。 ・しかし、案3は現行からの負担額変動が大きく許容できないとする事業者のご意見もあることから、事業者間の合意のための「当面の措置」としては、賛同可能。 			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	賛同 ただし当社は平成26年2月末で電話事業の撤退を予定していることを留意いただき、費用負担の対象事業者から外していただきたい。	可能 ただし当社は平成26年2月末で電話事業の撤退を予定していることを留意いただき、費用負担の対象事業者から外していただきたい。		